

## 諸外国における不正防止策

(第 2 回検討会以降に情報が寄せられた国 (フランス (追加)・スペイン))

(注) 項目の番号は第 2 回検討会配付資料 1 - 2 と同一。

	方策	諸外国の方策
1	契約に不正腐敗防止条項を挿入	<p>【フランス】</p> <p>(1) 有償・無償資金協力の全面アンタイド化とともに、多様なアクターが参加するようになったこともあり、仏開発庁 (AFD) は不正防止条項が盛り込まれた契約書モデルを導入 (ただし、受益国のシステムに応じて柔軟に内容を作成。)。ODA 実施にあたり、調達、工事のそれぞれについて受注企業との間で交わす契約書の中に、不正防止条項を盛り込む方針を取っているが、モデルの使用は任意であり、自動的には適用されない。</p> <p>(2) 調達に関する不正</p> <p>(a) 調達契約書に盛り込まれる不正防止条項においては、AFD による独自の調査により、①推薦された入札企業が不正をおかしたことが立証された場合には、当該企業による入札提案を拒絶する、②契約締結手続又は契約の実施段階において、受益者の代理人が不正を犯したことが立証された場合には、当該契約に係る資金の一部を無効にする、③契約締結手続又は契約の実施段階において、企業自体が不正を犯したことが立証された場合は、無期限又は AFD が別途決定する期間中、当該企業は AFD による資金供与を受注する資格を失う、また、④ (AFD ではなく) その他の国内・国際機関により、企業が不正を犯したことが立証された場合には、AFD は別途決定する期間中、当該企業が AFD による資金供与を受注する資格を失うと宣言することができる旨、規定される。</p> <p>(b) 上記措置の対象となる事例は、①「腐敗」(契約締結手続又は実施における責任者の行動に対して影響を与える目的で、一定の価値を有するあらゆるものを供与、享受又は要求することであり、買収、又は人、物品ないし名声を傷つけるという脅威を伴う強要又は強制を含む行為)、②「不正行為」(契約締結又は実施手続に影響を与える目的で事実を不正確に表示することであり、それは複数入札者間、又は入札者と受益者間での共謀による価格工作を含む) 旨記載。</p> <p>(3) 工事に関する不正</p> <p>(a) 上記 (2) (a) のうち、③のみ盛り込まれる。</p> <p>(b) 対象となる事例は、上記 (2) (b) の②について、通常の市場において要求されない金銭・手数料を要求する行為も含む旨明示的に記載される。</p>

4	罰則	<p><b>【スペイン】</b></p> <p>①無償資金協力</p> <p>(a)「軽度」の不正：75～6,000€の罰金。</p> <p>(b)「重度」の不正：不正に取得した金額以上、2倍の金額までの罰金。更に、不正に取得した金額が、助成金の50%を超えるか、30,000€を超える場合、追加的に以下の罰則。</p> <p>(イ) 助成金やその他の公的資金を最大3年間受けられない</p> <p>(ロ) 公的機関との間で最大3年間契約を交わすことができない</p> <p>(ハ) 助成金に関与する協力機関となることが最大3年間禁止される</p> <p>(c)「最重度」の不正：不正に取得した金額の2倍から最大3倍までの罰金が科される。更に、不正に取得した金額が30,000€を超える場合、以下の罰則が追加的に科されうる。</p> <p>(イ) 助成金やその他の公的資金を最大5年間受けられない</p> <p>(ロ) 公的機関との間で最大5年間契約を交わすことができない</p> <p>(ハ) 助成金に関与する協力機関となることが最大5年間禁止される</p> <p>②開発支援基金（FAD）を介する有償資金協力  （途上国においてスペイン企業による開発プロジェクトを実施するために供与される資金）  刑法第445の2に定める外交公務員に対する不正行為が明らかになった場合には、スペイン政府はFADを介する資金及び支援はその効力を失わせる。本規定に違反したスペインの企業及び落札者はFADを介するプロジェクト等から最大5年間指名から排除されうる。</p> <p><b>【フランス】</b></p> <p>① 契約書モデルにある「不正を犯したことが立証された場合」の扱いが論点。</p> <p>② 契約書モデルの不正防止条項なくして指名停止等を行う権限はAFDにはなく、また、不正防止条項を盛り込んだ契約書を交わした場合も、司法判断が下る前に罰則を適用することはない（無実であることが立証されると名誉毀損等で訴えられかねない。）。ただし、非供与国政府が指名停止を行った場合にはそれに従う。</p>
5	調達 ・モニタリング	<p><b>【スペイン】</b></p> <p>①無償資金協力</p>

		<p>国際協力庁 (AECID) がコンサルタントやコントラクターの調達の問題を負い、現地事務所を介してプロジェクト毎にモニタリングや評価を実施。</p> <p>②開発支援基金 (FAD) を介する有償資金協力</p> <p>プロジェクトの選考はスペイン工業・観光・商務省との合意の下、受益国が決定。また、プロジェクトに係る入札や実施企業との契約は、受益国が責任を負い、各国の規則に従って実施。</p> <p>スペイン工業・観光・商務省は資金の有効利用を確保する義務があり、FAD の資金を利用して、プロジェクトの監督、フォローアップ、評価を行うことができる。また、プロジェクトを落札した企業及び参加企業は、スペイン政府の求めに応じてプロジェクトに係る情報を提供する義務を負う。スペイン政府は、予め定めた条件の不履行が生じた場合、供与を停止する権利を有する。</p> <p>【フランス】</p> <p>① 工事、調達のみならずコンサルタントの契約も相手国政府が行う。コンサルタントの選定は、まず AFD が技術・価格評価 (QCBS) に基づき事前選定を行い 5 ~ 6 社に絞った後、相手国政府が選定。AFD は調達結果に異議を唱えないというのが原則。但し、調達結果に係る評価レポートが AFD に提出されるため、右レポートに不明確な点や疑わしい点があれば、明確化を求めたり、質問を行ったりできる。右手続を通じて一定のコントロールを及ぼしうる。</p> <p>② なお、工事・調達業者の選定については完全にオープンな競争入札を行い、最も安価を提示した企業が自動的に落札するが、右結果に対して AFD は異議を唱えない。</p>
6	相手国への措置	<p>【スペイン】</p> <p>EU が定める規定や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の国際的腐敗防止協定に従う。</p> <p>【フランス】</p> <p>資金協力協定には、受益国政府を巻き込んだ不正腐敗事件が立証された場合には、一定期間当該国への供与を見合わせることもできるという規定を盛り込むのが通常。また、有償の場合には支払い停止と支払い済み資金の返還を要求し、無償の場合には支払いの停止を行う。</p>
7	その他	<p>【フランス】</p> <p>適用が任意の契約書モデルでは不正防止策として不十分であるとの認識があるため、より広範な不正防止策を検討中。</p>